

消 防 消 第 366 号
消 防 予 第 471 号
消 防 危 第 214 号
消 防 特 第 185 号
令 和 3 年 9 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 政 令 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「改正省令」という。）が令和 3 年 9 月 21 日に公布されました。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 28 条第 2 項では、許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「化審法政令」という。）で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に従ってしなければならないこととされていることから、同項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 22 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「化審法省令」という。）において技術上の基準が定められています。

本改正省令は、令和 3 年 4 月の化審法政令の一部改正により、P F O A 又はその塩が新たに第一種特定化学物質として指定されるとともに、当該 P F O A 又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従って取り扱うこととされている製品に新たに追加されることに伴い、化審法省令の一部を改正するものです（別紙 1）。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に十分留意されるようお願いいたします。また各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 改正内容に関する事項（別紙 2）

名称及び定義規定（第 1 条第 4 号）を改正し、P F O A 又はその塩を新たに技術上の基準の対象に加えること。

なお、P F O A 又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤にかかる適合義務の内容は、P F O S 又はその塩が使用されているものと同じ内容であること。

2 施行期日

令和 3 年 10 月 22 日から施行するものとされたこと（附則関係）。

3 留意事項

その他の留意事項については今後通知する予定であること。

(連絡先)

消防・救急課 平田係長・鷹羽事務官

TEL 03-5253-7522

予防課 桑折課長補佐・中村事務官

TEL 03-5253-7523

危険物保安室 岡田課長補佐・蔭山係長

TEL 03-5253-7524

特殊災害室 姫嶋課長補佐・小橋事務官

TEL 03-5253-7528

条約

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

2019年5月

締約国会合（COP9）において、
「PFOA又はその塩」を規制対象物質に
指定

法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
(化審法)

(定義等)
第二条 (略)
2 この法律において「第一種特定化学物質」とは・・・化学物質で政令で定めるものをいう。

政令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令
(化審法政令)

2021年4月(公布)

化審法施行令第1条第34号及び原始附則第3項において
「PFOA又はその塩」を追加（令和3年政令第144号）
(2021年10月22日施行予定)

省令

化審法施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、
消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令
(化審法省令)

2021年9月(公布)

化審法省令第1条第4号において
「PFOA又はその塩」を追加
(2021年10月22日施行予定)

化審法政省令の主な改正箇所

別紙 2

【化審法政令】（令和3年政令第144号による改正後）

改正後	改正前												
<p>附則 1・2（略） （経過措置） 3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">第一種特定科学物質</th> <th style="width: 70%;">製 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PFOS又はその塩</td> <td>消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</td> </tr> <tr> <td>PFOA又はその塩</td> <td>消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</td> </tr> </tbody> </table>	第一種特定科学物質	製 品	PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	PFOA又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	<p>附則 1・2（略） （経過措置） 3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">第一種特定科学物質</th> <th style="width: 70%;">製 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PFOS又はその塩</td> <td>消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> </tr> </tbody> </table>	第一種特定科学物質	製 品	PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	（新設）	（新設）
第一種特定科学物質	製 品												
PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤												
PFOA又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤												
第一種特定科学物質	製 品												
PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤												
（新設）	（新設）												

【化審法省令】（今回の改正内容）

改正後	改正前
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令</p> <p>（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義当該各号に定めるところによる。 一～三（略） 四 汚染物 PFOS又はその塩若しくはPFOA又はその塩(以下この号において「PFOS等」という。)を含む廃液又はPFOS等_____が付着している布その他の不要物をいう。</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項_____に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令</p> <p>（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義当該各号に定めるところによる。 一～三（略） 四 汚染物 PFOS又はその塩_____を含む廃液又はPFOS又はその塩が付着している布その他の不要物をいう。</p>